

○養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱

平成23年3月10日

告示第33号

改正 平成29年8月2日告示第176号

令和2年8月31日告示第156号

養老町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(昭和61年養老町告示第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、養老町契約規則(昭和39年養老町規則第5号)の規定により入札参加資格者名簿に登載された建設業者(当該業者を構成員とする共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。)の資格停止について、必要な措置を定め、もって養老町が発注する建設工事(以下「町工事」という。)の適正な施工を確保することを目的とする。

(資格停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表第1又は別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負うべき有資格業者である下請人があることが明らかになったときは、当該下請人について元請人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が、一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって

それぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の資格停止期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - (1) 別表各号に掲げる措置要件に係る資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（資格停止の期間を含む。）に、別表各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第2号若しくは第3号又は第4号から第7号までの措置要件に係る資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2号若しくは第3号又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため別表各号及び前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 町長は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。
- 6 町長は、資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について資格停止を解除するものとする。

（共同企業体の資格停止）

第4条 町長は、第2条第1項の規定により共同企業体について資格停止を行う場合は、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該資格停止について責を負わないと認められる者を除く。）について当該共同企業体の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

2 町長は、第2条第1項若しくは第2項又は前項の規定による資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

（資格の取消し）

第5条 町長は、第2条第1項若しくは第2項又は前条の規定により資格停止を行った場合において、当該資格停止に係る有資格業者を現に指名し、又は資格確認しているときは、入札未執行のものに限り、当該指名又は資格確認を取り消すものとする。

（事案の報告等）

第6条 各課等の長は、資格停止を要すると認められる事案若しくは資格停止を要する恐れがあると認められる事案が発生したとき、又は資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるときは、遅滞なく資格停止該当事案報告書（第1号様式）により養老町指名業者選考委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

2 委員長は、前項の報告があったときは、遅滞なく養老町指名業者選考委員会（以下「委員会」という。）の審議に付するものとする。

（資格停止の通知）

第7条 委員長は、委員会の審議を経て、資格停止又は資格停止の期間の変更若しくは解除について、町長の決定を受け、その旨を各課等の長に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定について当該有資格業者にそれぞれ入札参加資格停止通知

書（第2号様式）、入札参加資格停止期間変更通知書（第3号様式）又は入札参加資格停止解除通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 資格停止の期間中の有資格業者は、随意契約の相手方とすることができない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第9条 資格停止の期間中の有資格業者は、町工事を下請することができない。ただし、当該有資格業者が、資格停止の期間の開始前に下請した場合は、この限りでない。

（資格停止に至らない事由に関する措置）

第10条 町長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（他の業者の資格停止）

第11条 入札参加資格者名簿に登載された測量業者等建設業者以外の業者について、資格停止を行う必要がある場合においては、この要綱を準用して行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年8月2日告示第176号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月31日告示第156号）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

養老町内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 町工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格申請書、入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(過失による粗雑工事)	
2 町工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（契約の内容に適合しないものが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
3 町工事以外の建設工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約の内容に適合しないものが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内
(契約違反)	
4 第 2 号に掲げる場合のほか、町工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 町工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ	当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内

せ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 町工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2月以内

別表第2（第2条、第3条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、養老町職員又は養老町以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕されたことを知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたときまで
2 次のア、イ又はウに掲げる者が養老町職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	4月以上12月以内

イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所 (常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。) を代表する者でアに掲げる以外のもの(以下「一般 役員等」という。)	3 月以上 9 月以内
ウ 有資格業者の使用人でアに掲げる者以外のもの (以下「使用人」という。)	2 月以上 6 月以内
3 次のア、イ又はウに掲げる者が、養老町以外の公共 機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を 提起されたとき。	公訴を知った日から
ア 代表役員等	3 月以上 9 月以内
イ 一般役員等	2 月以上 6 月以内
ウ 使用人	1 月以上 3 月以内
(独占禁止法違反)	
4 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」 という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、 町工事の請負契約の相手方として不適当であると認 められるとき(次号に掲げる場合を除く。))。	当該認定をした日から 2 月 以上 9 月以内
5 町発注の工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条 第1項第1号に違反した場合において、町工事の請負 契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 月 以上 9 月以内
(不正又は不誠実な行為)	
6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関 し不正又は不誠実な行為をし、町工事の請負契約の相 手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月 以上 9 月以内

7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、町工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
--	---------------------------

第1号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

養老町指名業者選考委員会委員長 様

課長

資格停止該当事案報告書

養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づいて、停止措置を必要と認められる事案が発生したので、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称			資格者番号	
代表者氏名		住所又は所在地		
工事名		施工場所		
発生年月日		措置区分	別表第 第 号該当	
資格停止の期間				
事案の内容				

第2号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

養老町長

入札参加資格停止通知書

この度、貴 が のことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり入札参加資格停止を行うことにしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

- 1 入札参加資格停止の期間
- 2 入札参加資格停止の理由
- 3 入札参加資格停止前になされた指名又は資格確認通知は、入札未執行のものに限り取り消すものとする。
- 4 入札参加資格停止期間中は、養老町の発注する建設工事の下請負人となることができない。

第3号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

養老町長

入札参加資格停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加資格停止を行った旨を通知したところであるが、この度、入札参加資格停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 変更前の入札参加資格停止の期間
- 2 変更後の入札参加資格停止の期間
- 3 変更の理由

第4号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

養老町長

入札参加資格停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加資格停止を行った旨を通知したところであるが、この度、入札参加資格の停止を解除したので通知する。

第 1 号様式 (第 6 条関係)

第 2 号様式 (第 7 条関係)

第 3 号様式 (第 7 条関係)

第 4 号様式 (第 7 条関係)